

証券コード 7169

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号

代表取締役社長 山 岸 英 樹

第20回 定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第14条の規定に基づき、第20回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト（<http://www.newton-fc.com/ir/>）に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の以下の事項

- ・「会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」・・・・・・ 2
- ・「会社の支配に関する基本方針」・・・・・・・・・・・・ 4

2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

以上

会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当連結会計年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に付議することを取締役会へ通知し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

上記に加え、会計監査人との緊張感ある関係を維持する観点から定期的にその見直しを検討いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、5千万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行います。
法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。
また、インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止するものとします。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制
取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書取扱規程」に従い適切に保管及び管理するものとします。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。
また、「予算管理規程」に基づく、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、営業会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。
 - ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。
当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

- ⑥ 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。
また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。
- ⑦ 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。
- ⑧ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。
- ⑩ 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用又は債務が監査役が職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「NFCにおける反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していくものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて適宜取締役会を開催しており、取締役の職務執行が法令および定款に適合するように監督しております。また、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な意思決定や職務執行について、その実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で定めた監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は、取締役・使用人へのインタビューによる状況の把握、重要な書類の閲覧、実施調査等により監査を行っております。また、内部監査室や会計監査人及びグループ各社の監査役との情報交換に努め、相互連携により監査の有効性をはかっております。

③ 内部監査の実施について

内部監査規程に則り、内部監査室が策定した内部監査計画に基づいて子会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に行われているか監査し、代表取締役及び取締役会に内部監査の結果を随時報告しております。また、内部監査室は、常勤監査役と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告し、内部監査の実施計画、具体的な実施内容、業務改善等に関し、意見交換を行っております。

④ コンプライアンスについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについてeラーニングなどによる教育を実施し、通報窓口の告知を行っております。

コンプライアンス本部では、業務の適切性や各種法令改正等の状況に応じて、社内規程やコンプライアンスマニュアル等を適時適切に整備するとともに、社内にて周知し、遵守の徹底をしております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ウェブクルー
株式会社保険見直し本舗

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称 株式会社セントラルパートナーズ
株式会社アガスタ

(4) 会計方針に関する事項

① 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。

取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債、及び従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、又は被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループ制度への置換えのために発行された負債又は資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が各報告期間の末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況の情報について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断さ

れる場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しております。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しております。

また、共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合（全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者（当社親会社を含む）によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

② 金融商品

イ. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する資本性金融商品となっております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得または損失は純損益に認識いたします。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体又は一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

ロ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

なお、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を資産の各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具、器具及び備品 2～18年

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれん

当初認識時におけるのれんの測定は「注記1(4) 会計方針に関する事項① 企業結合」に記載しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

⑤ 無形資産（リース資産を除く）

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ リース

当社グループでは、契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かについて、契約開始日における契約の実質を基に判断しております。

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが貸手から実質的に借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のリース取引はオペレーティング・リース取引に分類しております。リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合や最低リース料総額の現在価値が資産の公正価値のほとんど全てとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しております。リース期間は、解約不能期間に加え、リース開始日において更新オプションの行使が合理的に確実視されている期間を合計した期間としております。

イ. ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産及びリース債務は、リース開始日の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。リース料支払額は、各期の債務残高に対する一定の期間利率となるよう、金融費用と各期のリース債務残高の返済部分に按分しております。

ロ. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のリース期間における支払リース料総額は、当該リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

⑦ 従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ. 退職給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して、確定拠出制度及び確定給付制度を設けております。

確定拠出制度とは、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについて、法的または推定的債務を負わない退職給付制度であります。

確定拠出制度につきましては、当社グループは公的または私的管理の年金保険制度に対して拠出金を支払っております。拠出金の支払いを行っている限り、当社グループに追加的な支払債務は発生しません。拠出金は、従業員がサービスを提供した期間に従業員給付費用として認識しております。

確定給付制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて、法的債務または推定的債務を負わない退職給付制度以外の退職給付制度をいいます。

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、従業員が過去の期間及び当期において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

当該負債は、予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて毎年、保険数理人が算定しております。

確定給付費用は、勤務費用及び確定給付負債に係る利息費用から構成されます。勤務費用及び利息費用については、純損益で認識し、利息費用の算定には前述の割引率を使用しております。

当社グループでは、再測定は数理計算上の差異から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えております。

⑧ 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金として認識する金額は、主に過去の実績に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割引は純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃貸事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑨ 自己株式

自己株式を取得した場合は、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却又は消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

⑩ 収益

IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

(i) 保険サービス事業

保険サービス事業においては、店舗やテレマーケティングのチャネルを通じて保険契約の取次及びその保全、維持管理を行うことを主要業務としております。このサービスは、保険会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取次後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

また、当社グループは、取り次いだ保険契約の保全、維持管理を行う義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供期間が完了する都度、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

保険サービス事業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積もりに当たっては過去の実績等に基づく最頻値法を用いております。

(ii) 派遣事業

派遣事業においては、保険募集を行っている企業への人材の派遣を行うことを主要業務としております。このサービスは、顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約の募集を行う人材を契約期間にわたり派遣する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約により定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に支払いを受けております。

(iii) ITサービス事業

ITサービス事業においては、保険や引っ越し等の一括見積・資料請求サイトの運営を主要業務としております。このサービスは、顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険や引っ越し等の一括見積・資料請求に関する情報を、資料提供等を行っている企業に対し受け渡す義務を負っております。当該履行義務は、一括見積・資料請求に関する情報を顧客に提供する都度、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、提供した件数に契約により定められた単価を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に支払いを受けております。

⑪ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

本連結計算書類において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	金融商品の分類、測定及び認識、並びにヘッジ会計に関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益の認識に関する会計処理の改訂

当社グループでは、分類及び測定（減損を含む）規定に関して過年度の比較情報を修正再表示しないことを認める例外規定を適用しております。そのため、経過措置に準拠してIFRS第9号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法によっております。

当社グループは、IFRS第9号を適用したことにより、適用開始日に金融資産の分類を以下の通りに変更しております。

当社グループは、金融資産について、公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する資本性金融商品となっております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

なお、適用開始日現在の事実及び状況に基づき以下の評価を実施しております。

- ・金融資産が保有されている事業モデルの判定
- ・売買目的保有ではない資本性金融商品への投資をFVOCI区分に指定すること

当社グループでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動による累積利得または損失は、直ちに利益剰余金に振り替えることとしております。

当該分類変更に伴い、従来「売却可能金融資産」として分類していた金融資産は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されます。「売却可能金融資産」に係る減損損失は、従来連結損益計算書において純損益として認識しておりましたが、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」については減損損失を認

識しておりません。

IFRS第9号の適用に伴う金融資産及び金融負債の分類変更に基づく帳簿価額の変動等は、注記「(1) IFRS第9号適用による金融商品の分類」に記載しております。

また、IFRS第9号の適用により、当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識する方法に変更しております。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当該減損損失の認識方法の変更に伴う影響は、軽微であります。

(1) IFRS第9号適用による金融商品の分類

2018年4月1日のIAS第39号からIFRS第9号への金融商品の分類変更及び当連結会計年度の分類は以下のとおりであります。

	IAS第39号に 基づく 従来の分類	IFRS第9号に 基づく 新たな分類	IAS第39号に 基づく従来の 帳簿価額 百万円	IFRS第9号に 基づく新たな 帳簿価額 百万円
流動金融資産				
現金及び現金同等物	貸付金及び債権	償却原価で測定する金融資産	6,615	6,615
営業債権及びその他の債権	貸付金及び債権	償却原価で測定する金融資産	4,646	4,646
その他の金融資産	貸付金及び債権	償却原価で測定する金融資産	6	6
非流動金融資産				
資本性金融商品	売却可能金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	61	61
その他の金融資産	貸付金及び債権	償却原価で測定する金融資産	1,639	1,639
流動金融負債				
営業債務及びその他の債務	償却原価で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	1,487	1,487
社債及び借入金	償却原価で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	883	883
その他の金融負債	償却原価で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	3	3
非流動金融負債				
社債及び借入金	償却原価で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	8,191	8,191
その他の金融負債	償却原価で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	12	12

① 貸付金及び債権から償却原価で測定する金融資産への分類変更

契約上のキャッシュ・フローが元本と元本残高に対する利息の支払いのみであり、かつ当社グループの事業モデルにおいてキャッシュ・フローの回収を目的として保有されているため、貸付金及び債権から償却原価で測定する金融資産へ分類変更しております。

② 売却可能金融資産からその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更

契約上のキャッシュ・フローが元本と元本残高に対する利息の支払いのみではなく、かつ当社グループにおいてその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択しているため、売却可能金融資産からその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類変更しております。

(2) 金融商品の分類及び測定

IAS第39号からIFRS第9号への連結財政状態計算書残高の調整は以下のとおりであります。

	IAS第39号 帳簿価額 2018年 3月31日	分類変更	再測定	IFRS第9号 帳簿価額 2018年 4月1日
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
貸付金及びその他の債権				
現金及び現金同等物	6,615	△6,615	—	—
営業債権及びその他の債権	4,646	△4,646	—	—
その他の金融資産	1,646	△1,646	—	—
合計	12,908	△12,908	—	—
償却原価で測定する金融資産				
現金及び現金同等物	—	6,615	—	6,615
営業債権及びその他の債権	—	4,646	—	4,646
その他の金融資産	—	1,646	—	1,646
合計	—	12,908	—	12,908
償却原価で測定する金融資産への変更の合計	12,908	—	—	12,908
売却可能金融資産				
その他の金融資産	61	△61	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	61	—	61
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産への変更の合計	61	—	—	61
2018年4月1日現在の金融資産残高、分類変更及び再測定の合計	12,969	—	—	12,969

当社グループでは、経過措置に準拠してIFRS第15号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法によっております。

IFRS第15号の適用に伴い、当連結会計年度より、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

従来、保険サービス事業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、收受した収益を返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、引当金として計上してまいりました。IFRS第15号の適用に伴い、当連結会計年度より返金負債として計上しております。

なお、売上収益を含むその他の損益項目に与える影響は軽微であります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金のうち6,866百万円には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 2015年3月期決算以降、各連結会計年度末及び第2四半期末における連結財政状態計算書の純資産の部の金額を66億円及び直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結財政状態計算書の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2015年3月期決算以降、各事業年度末及び第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を55億円及び直前の事業年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 2015年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書及び個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社グループでは、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社グループが保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	3,000百万円
借入実行残高	1,200百万円
未実行残高	1,800百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	2,436百万円
(4) 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	4百万円
その他の金融資産	80百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	19,107,000株	－株	－株	19,107,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	960,104株	158,300株	100,806株	1,017,598株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加158,300株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少100,806株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月17日 取締役会	普通株式	635百万円	35円	2018年3月31日	2018年6月11日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	633百万円	35円	2018年9月30日	2018年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	633百万円	35円	2019年 3月31日	2019年 6月10日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また剰余資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権及びその他の金融資産（預金、株式及び債券など）において、取引先の信用リスクがあります。当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

・流動性リスク

当社グループは、借入金及び社債により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、剰余資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円
金融負債		
社債及び借入金		
社債	309	310
借入金	7,864	7,923

※ 社債及び借入金は、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(注) 公正価値の測定方法

(社債及び借入金)

社債は、元利息の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しております。

借入金は、元利息の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 719円54銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 156円88銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、以下のとおり会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

- ① 自己株式の消却を行う理由
資本効率を高める取り組みの強化及び株主還元策の一環
- ② 自己株式消却に関する取締役会の決議内容
 - (i) 消却する株式の種類
当社普通株式
 - (ii) 消却する株式の数
1,017,598株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.32%）
 - (iii) 消却予定日
2019年6月30日
 - (iv) 消却後の発行済株式総数
18,089,402株

(2) 会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、2019年10月1日（予定）を効力発生日として、会社分割の方法による持株会社体制へ移行するためにその準備に入ること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下、「分割準備会社」という。）を設立することを決議いたしました。

なお、会社分割による持株会社体制への移行につきましては、2019年6月開催予定の定時株主総会の承認が得られることを前提としています。

① 持株会社体制への移行の目的

当社グループは、保険サービス事業を中核とした、比較サイト、店舗及びコールセンターによる販売網の強化、保険と親和性の高いサービス・商品等の販売・拡充に努め事業拡大を図って参りました。

その一方で、経営環境は日本国内の人口減少、少子高齢化や晩婚化、非婚化が進むことによる家族形成の変化により、お客様のライフスタイルとニーズは多様化してきております。販売チャンネルに関しても、規制緩和による銀行窓口販売、インターネット、小型店舗等、チャンネルの多様化が進み、競争が激化しております。保険業界においては、日銀のマイナス金利政策の導入により、貯蓄性の高い商品の販売停止・縮小の動きが見られることや、改正保険業法の施行等により、保険商品の販売環境に関して厳しい状況が続いております。このような状況を踏まえ、グループ内各事業会社間の意思決定の迅速化、事業シナジーの最大化、ガバナンスの強化等を経営上の課題として認識しており、その課題への対処として持株会社体制への移行を決定いたしました。

② 本会社分割の要旨

(i) 本会社分割の日程

分割準備会社の設立承認取締役会	2019年5月16日
分割準備会社の設立	2019年5月下旬(予定)
吸収分割契約承認取締役会	2019年5月下旬(予定)
吸収分割契約締結	2019年5月下旬(予定)
吸収分割契約承認時株主総会	2019年6月27日(予定)
吸収分割の効力発生日	2019年10月1日(予定)

(ii) 本会社分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社として新たに設立する予定の分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(iii) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割は無対価分割とし、株式その他金銭等の割当てを行いません。

(iv) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(v) 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

(vi) 承継会社が承継する権利義務

本会社分割に関する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。

(vii) 債務履行の見込み

本会社分割において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

③ 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社 (2019年3月31日現在)	承継会社 (2019年5月下旬設立予定)
(1)名称	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (2019年10月1日付で株式会社NFCホールディングスに商号変更予定)	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社 (2019年10月1日付で株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングに商号変更予定)
(2)所在地	東京都新宿区新宿五丁目17番18号	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山岸 英樹	代表取締役 山岸 英樹
(4)事業内容	保険サービス事業・派遣事業	保険サービス事業・派遣事業
(5)資本金	2,237百万円	100百万円
(6)設立年月日	1999年12月15日	2019年5月下旬(予定)
(7)発行済株式数	19,107,000株	2,000株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)大株主及び持株比率	株式会社光通信 69.00% SBI Ventures Two株式会社 14.41% SBIホールディングス株式会社 5.59% 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 5.33% NFC従業員持株会 1.10%	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 100% (2019年10月1日付で株式会社NFCホールディングスに商号変更予定)
(10)当事会社間の関係等	資本関係	当社100%出資の子会社として設立予定です。
	人的関係	当社代表取締役及び常務取締役が代表取締役、取締役を兼任する予定です。
	取引関係	設立前のため、当社との取引関係はありません。
(11)直前事業年度の財政状態及び経営成績(2019年3月期)		
純資産	8,876百万円	—
総資産	19,641百万円	—
1株当たり純資産	490円71銭	—
売上高	9,716百万円	—
営業利益	1,283百万円	—
経常利益	1,587百万円	—
当期純利益	459百万円	—
1株当たり当期純利益	25円34銭	—

- ④ 本会社分割後の状況
本会社分割による当社の所在地、代表者、事業内容、資本金の額及び決算期の変更はありません。
- ⑤ 今後の見通し
本会社分割により事業を承継する会社は、当社の完全子会社であるため、連結業績への影響は軽微であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。
 - ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ⑤ 解約調整引当金
保険契約者の早期解約による保険会社への収受済み代理店手数料の返戻に備えるため、返戻見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社は確定拠出年金制度を導入しております。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

(6) 表示金額単位の変更

計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載しております。

(7) 会計方針の変更

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直しております。また当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は102百万円増加しております。

(8) 表示方法の変更

① (貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

② (損益計算書)

前事業年度まで、特別損失に区分掲記しておりました「固定資産除売却損」(当事業年度14百万円)は、その金額的重要性が乏しくなったため、特別損失「その他」に含めております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金6,875百万円には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 2015年3月期決算以降、各連結会計年度末及び第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を66億円及び直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2015年3月期決算以降、各事業年度末及び第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を55億円及び直前の事業年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 2015年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書及び個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社では、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社が保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	3,000百万円
借入実行残高	1,200百万円
未実行残高	1,800百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	275百万円
工具、器具及び備品	819百万円
リース資産	4百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	144百万円
② 長期金銭債権	450百万円
③ 短期金銭債務	517百万円

(5) 偶発債務

関係会社の借入金、社債及び未払利息に対して、次のとおり債務保証を行っております。なお、下記の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

① みつばち保険グループ(株)	308百万円
② (株)Patch	29百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	410百万円
② その他の営業取引高	330百万円
③ 営業取引以外の取引高	531百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	960,104株	158,300株	100,806株	1,017,598株

(注) 1.普通株式の自己株式の増加158,300株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2.普通株式の自己株式の減少100,806株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
未払事業税等	8
関係会社株式評価損否認	13
賞与引当金等	63
貸倒引当金	49
債務保証損失引当金	307
資産除去債務	22
その他	37
繰延税金資産小計	502
評価性引当額	△85
繰延税金資産合計	417

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費など永久に損金に算入されない項目	1.64
住民税均等割	3.45
評価性引当額の増減	14.08
受取配当金など永久に益金に算入されない項目	△25.36
合併による影響	0.03
その他	△0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.39

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ウェブクルー	100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	—	1年内返済予定の 長期借入金	450
				利息の支払	5	—	—
	みつばち保険グループ(株)	81.75	役員の兼任	保証債務 (注3)	1,313	—	—
	(株)オネストビジネスコンサルティング	100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付 金(注5)	200
利息の受取				1			
関連会社	(株)Patch	47.86	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	50	長期貸付 金	250
				利息の受取	3		
				保証債務 (注4)	29	—	—

- (注) 1. 資金の借入による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
 2. 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
 3. 連結子会社の借入金、社債及び未払利息の合計1,313百万円の残高に対して連帯保証を行っております。なお、保証料の受取りは行っておりません。
 また、当事業年度において合計1,004百万円の債務保証損失引当金を計上しております。
 4. 関連会社の借入金29百万円の残高に対して連帯保証を行っております。
 なお、保証料の受取りは行っておりません。
 5. 連結子会社への長期貸付金200百万円の残高に対して、当事業年度において合計137百万円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山岸 英樹	(1.1)	当社 代表取締役	自己株式 の処分	199	—	—

- (注) 取引価額は取締役会決議日(2018年10月12日)の直前6カ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値から10%を割り引いた終値に基づき決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 490円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 25円34銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、以下のとおり会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記 (1) 自己株式の消却」に記載のとおりであります。

(2) 会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、2019年10月1日（予定）を効力発生日として、会社分割の方法による持株会社体制へ移行するためにその準備に入ること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下、「分割準備会社」という。）を設立することを決議いたしました。

なお、会社分割による持株会社体制への移行につきましては、2019年6月開催予定の定時株主総会の承認が得られることを前提としています。

詳細につきましては、「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記 (2) 会社分割による持株会社体制への移行」に記載のとおりであります。